

住宅改修費の支給について

介護保険では、高齢者が自宅でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、住宅改修を行った場合には、その改修費の9割相当額(改修費は20万円を上限とする)が住宅改修費として支給されます。(原則は1軒につき1回。限度額以内で複数に分けた改修は可能。)

利用できる方

花巻市の被保険者(花巻市から介護保険証が交付)

介護保険の要介護認定されている人

要支援1・2 要介護1~5

介護保険料を滞納していない人

支給限度額

改修費(20万円を上限)の9割相当

支給対象となる工事

手すりの取り付け

段差の解消

滑りの防止や移動を円滑にするための床、または通路面の材料の変更

引戸などへの扉の取り替え

和式から洋式便器への取り替え

上記の改修に伴う必要な工事

住宅改修費支給申請の流れ ~必要な書類等について

【申請する人】

ケアマネジャー
に相談する

市役所に事前申請する

施工業者に工事を依頼する

工事完了、支払い市役所に書類を提出する

住宅改修費の支給
(9割相当額)

住宅改修を行う場合は、必ず担当のケアマネジャーに相談してください。

事前申請に必要な書類

支給申請書 工事見積書

住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成)

住宅の所有者が本人以外の場合は承諾書

日付の入った現況写真 改修予定の平面図など

承認通知書の交付

(市役所の承認)

事前申請しないで、工事着工した場合は支給の対象になりません。

工事完了後に必要な書類

住宅改修費用に係る領収書 工事内訳書

日付の入った完成後の写真

支給決定通知書の交付

(市役所の審査)

後日、指定の金融機関口座に振込み

(裏面もご覧ください)

【 住宅改修費の受領委任払いについて 】

市では、低所得者が住宅改修を行う上で負担を軽減するため、住宅改修費の受領委任払いの制度を設けています。受領委任払いとは、費用の1割相当額のみ自己負担していただき、9割相当額は市から住宅改修を行った施工業者に直接支払うしくみです。

利用にあたっての要件等は、通常の住宅改修費支給申請と同じです。(前ページ参照)
住宅改修施工業者から受領委任払いの同意が得られることが条件です。
申請する場合は、担当のケアマネジャーに相談してください。

< 介護保険の住宅改修費に関するお問い合わせ >

花巻市役所 本庁長寿福祉課 介護保険担当 24 - 2111 (内線580)

申請書は、上記担当窓口にあります。

大迫、石鳥谷、東和にお住まいの方は、各保健福祉部担当にお尋ねください。

【 花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金制度について 】

介護保険制度のほかに、高齢者や身体障害者の自立と在宅福祉の向上を図るため、既存住宅の改造に要する経費に対し、補助金を交付する制度があります。

対象者 介護保険で要介護または要支援と認定された人等。
身体障害者手帳3級以上の人。

所得制限 対象者及び生計中心者の前年(1月～5月申請までは前々年)の所得金額が所得制限額を超える場合は対象になりません。
(条件によって異なりますので、詳細は下記担当までお問い合わせください。)

対象工事 手すりの設置
床の段差解消(スロープの設置や床のかさ上げ等)
床の材質の変更(畳敷きから板製床材への変更等)
引戸への扉の取り替え(開戸から引戸・折戸に取り替え等)
洋式便器への便器の取り替え
から 以外で対象者の日常生活動作または介護者の介護動作に合わせて改善する工事

補助金額 対象工事費の3分の2(生活保護や市民税非課税世帯は全額)

交付限度額 73.3万円

(介護保険や重度障害児・者の住宅改修費の給付を受ける場合は60万円)

注意事項 改造工事に着手する約1ヶ月前までに下記担当まで申請してください。

問い合わせ先 花巻市役所長寿福祉課長寿福祉担当 24 - 2111 (内線) 514